

# 昭島中央線（昭3・4・1号）沿線地区 都市計画素案説明会

## 議 事 録

日時：平成29年8月2日（水） 19:00～20:30

場所：市役所 市民ホール

参加者数：19名

### 1 開会

### 2 都市計画部長あいさつ

### 3 職員紹介

後藤都市計画部長／山本都市計画課長／進藤都市計画係長／鬼嶋建設課長／高橋建設課都市計画道路担当係長

### 4 都市計画の見直しについて（説明：都市計画課長）

### 5 質疑応答

#### 1) 都市計画素案について

- ・道路整備が完了してから用途地域等の変更をするのか。  
→道路整備の完了を待たずに、平成29年度内に用途地域等の変更をする予定である。
- ・用途地域等が変更されると、固定資産税は上がるのか。  
→基本的に用途地域等の変更によって税額は大きく上がらない。道路が供用開始されたことにより税額が上がることになる。
- ・垣または柵の構造制限について、更地でも垣または柵を設置しなければならないのか。  
→垣または柵を必ず設置しなければいけないというものではない。垣または柵の設置をするときに守ってもらうルールである。
- ・都市計画道路沿道には農地がある。都市計画では農地についてどうとらえているのか。  
→昭島市都市計画マスタープランでは、生産緑地制度の活用により、農地の保全に努めるとしている。また、都市計画法で定められている現行の用途地域には、農地を保全するものがない。国は農地を保全する用途地域の追加を検討しているので、その動向を注視したい。

#### 2) 都市計画道路の整備について

- ・現在事業をしている区間では、すでに整備済の区間（市役所北から栗の沢北交差点まで）と同様の道路ができるのか。  
→基本的には整備済みの区間と概ね同じ車道幅員、歩道幅員となる。異なる点としては、

無電柱化することと、自転車の通行帯を設けることである。

- ・アンダーパスは、照明をつけて日中でも暗くないようになるのか。  
→日中でも暗くならないよう、基準を満たした照度を確保する設計を行う。

### 3) 梨木踏切について

- ・梨木踏切は住民の生活を支えており、存続すべき。  
→意見を踏まえて現在JRと協議を行っているが、協議の進展を報告できる状況にない。
- ・梨木踏切の存続については、いつ結論が出るのか。  
→平成30年度からアンダーパスの設計に関する協定をJRと結びたいと考えており、それまでにはJRと協議して結論を出したい。

### 4) その他

- ・説明会の開催通知範囲は。  
→説明会の開催については、広報及び市ホームページや自治会の回覧板でお知らせしているほか、沿道20mの区域に土地及び家屋を所有している方には郵送、加えて沿道20mの範囲には各戸配付にてお知らせしている。

## 6 閉会